

2020年3月25日
みずほ信託銀行株式会社

地域金融機関向け事業承継信託の提供開始、および 株式会社阿波銀行での代理店販売開始について

みずほ信託銀行株式会社（社長：飯盛 徹夫）は、地域金融機関向けに事業承継信託の提供を開始しました。

第1号案件として、2020年4月1日より株式会社阿波銀行（頭取：長岡 奨）を代理店として、阿波銀行の独自の商品名をつけた「あわぎん事業承継信託（遺言代用タイプ）（生前贈与タイプ）」の取り扱いを開始します。

本商品は、信託の機能を活用し、企業オーナーさまの事業承継に備えるニーズに応え、後継者さまへの円滑な自社株の承継を実現するものです。

また同時に、阿波銀行向けにタブレット端末等で利用可能な、販売支援アプリの「信託商品販売管理アプリ※1」「事業承継アプリ※2」を提供します。

阿波銀行の営業担当者は本アプリを活用することで、企業オーナーさまへ分かり易く事業承継の情報提供を行える他、本商品申込受付・販売状況の管理等を効率よく行うことが可能となります。

※1 みずほ信託銀行が既に地域金融機関向けに提供している「信託商品販売管理アプリ」の中に、事業承継信託の申込受付や販売状況の管理機能追加したものです。「信託商品販売管理アプリ」は以下ご参照願います。

2018年8月31日付「タブレットでの信託商品販売管理アプリケーションの開発について」
<https://www.mizuho-tb.co.jp/company/release/pdf/20180831.pdf>

※2 「事業承継アプリ」は、お客さまの状況に応じた事業承継の処方箋の提示や相続税の簡易シミュレーションができるツールです。地域金融機関の営業担当者はタブレット端末等で本アプリを利用し、お客さまが事業承継信託を活用した場合のメリット等を分かりやすく説明できます。

みずほ信託銀行は、本商品の代理店提供を通じ、地域金融機関とともに、企業オーナーさまの事業承継の課題に応え、地域経済の持続した発展に貢献していきます。

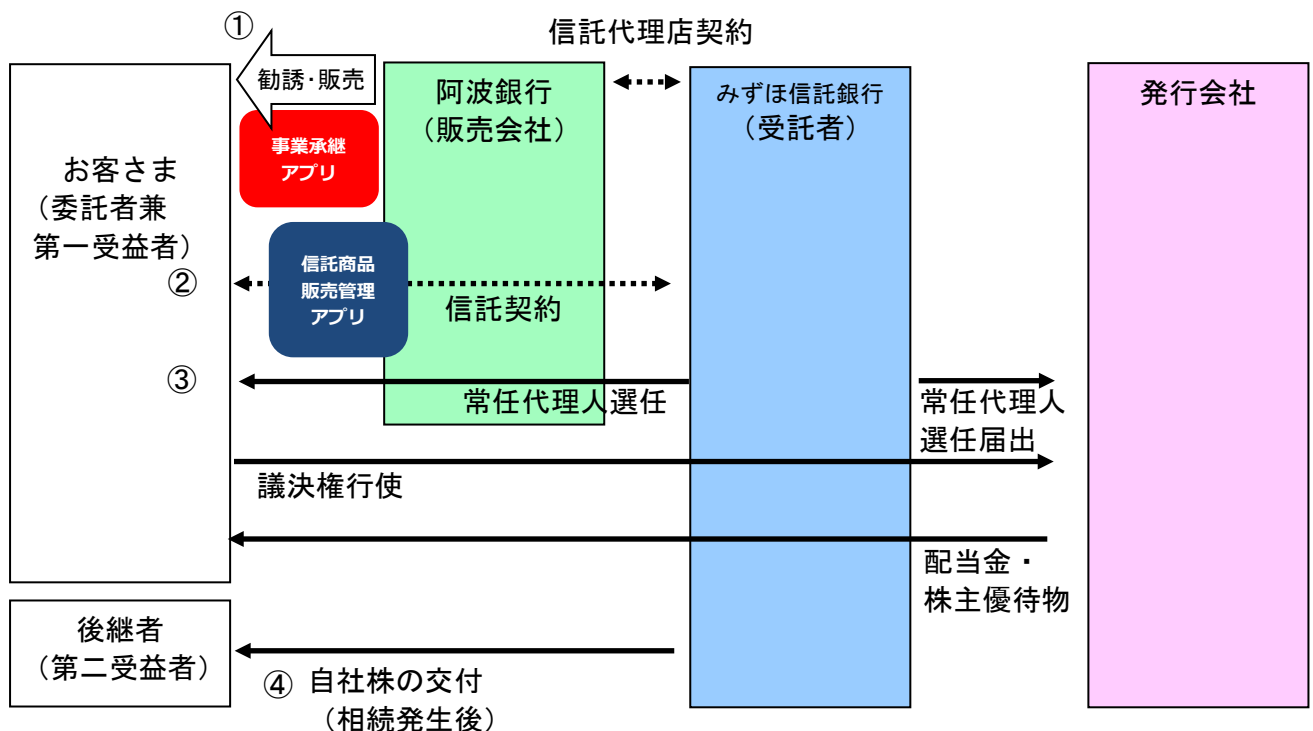
【「あわぎん事業承継信託（遺言代用タイプ）」商品概要】

- 取扱開始日 : 2020年4月1日
- 信託財産 : 委託者等が経営に関与する会社が発行する国内非上場株式
(自社株)
- 信託期間 : 信託設定日から信託終了日(委託者の相続発生時等)
- 信託財産の交付 : 第二受益者に原則として信託終了日の翌営業日以降に信託財産を現状(自社株)のまま交付します

その他留意事項

- 本商品による自社株承継は事業承継税制の対象とはなりません
- 本商品は預金ではありません
- 本商品は元本の補てん、利益の補足はありません
- 本商品は預金保険、投資者保護基金の対象ではありません

【「あわぎん事業承継信託（遺言代用タイプ）」スキーム】



- ① 阿波銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託契約代理店として、阿波銀行のお客さまに「あわぎん事業承継信託（遺言代用タイプ）」を販売します。
- ② 企業オーナーさまは自社株をみずほ信託銀行に信託し、信託契約を締結、相続発生時の自社株の交付先として後継者を指定します。
- ③ 委託者は信託期間中も引き続き議決権を行使し、発行会社は委託者に配当金・株主優待物を交付します。
- ④ 委託者の相続発生後、信託は終了し、当行は自社株を後継者に交付します。

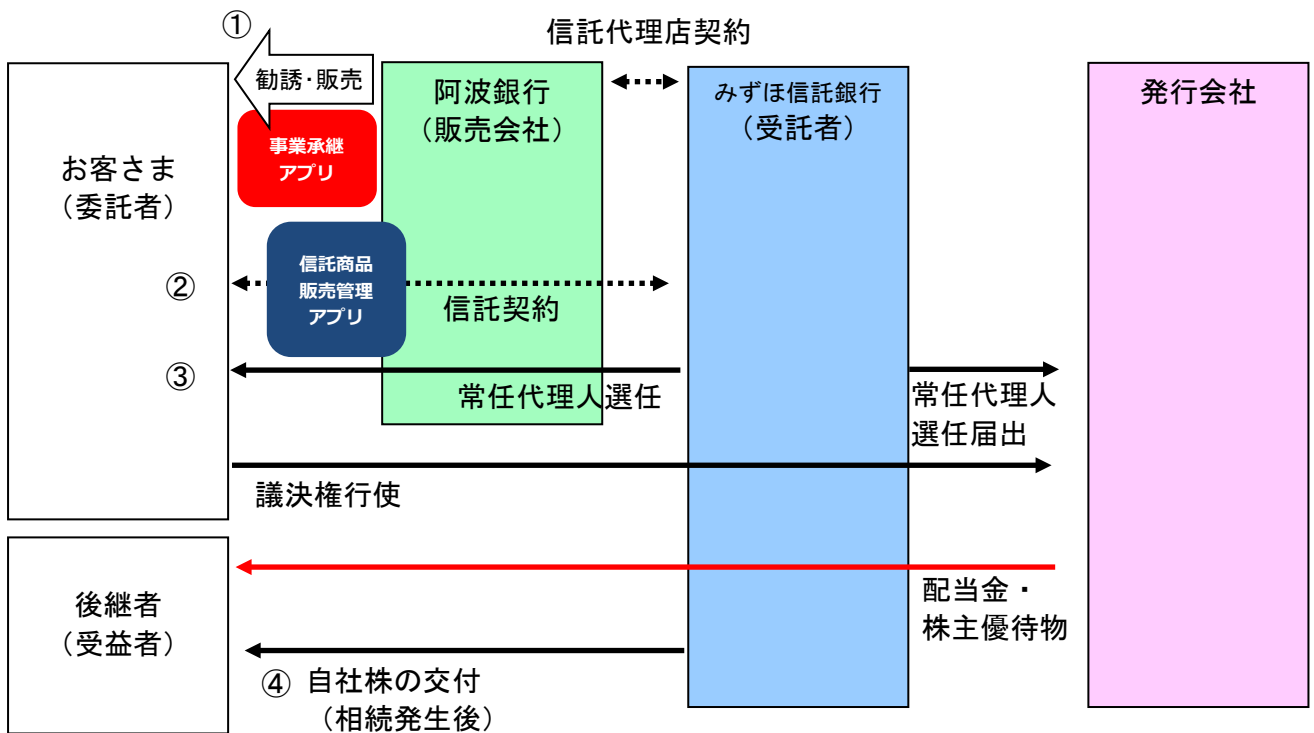
【「あわぎん事業承継信託（生前贈与タイプ）」商品概要】

- 取扱開始日 : 2020年4月1日
- 信託財産 : 委託者等が経営に関与する会社が発行する国内非上場株式
（自社株）
- 信託期間 : 信託設定日から信託終了日（委託者の相続発生時等）
- 信託財産の交付 : 受益者に原則として信託終了日の翌営業日以降に信託財産を
現状（自社株）のまま交付します

その他留意事項

- 本商品による自社株承継は事業承継税制の対象とはなりません
- 本商品は預金ではありません
- 本商品は元本の補てん、利益の補足はありません
- 本商品は預金保険、投資者保護基金の対象ではありません

【「あわぎん事業承継信託（生前贈与タイプ）」スキーム】



- ① 阿波銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託契約代理店として、阿波銀行のお客さまに「あわぎん事業承継信託（生前贈与タイプ）」を販売します。
- ② 企業オーナーさまは自社株をみずほ信託銀行に信託し、信託契約を締結、相続発生時の自社株の交付先として後継者を指定します。
- ③ 委託者は信託期間中も引き続き議決権を行使し、発行会社は後継者に配当金・株主優待物を交付します。
- ④ 委託者の相続発生後、信託は終了し、当行は自社株を後継者に交付します。

以上